

## 市町村における事前復興の進捗状況

### I 重点項目抜粋

事前復興の取組事項	着手市町村	着手率
<b>1 復興指針第3章－1 復興に関する応急対策</b>		
(1) 被災状況等の把握 ○No.19 県、住民等の関係者と連携し、平時から地籍調査の推進に取り組んでおく。	22/24	91.7%
<b>2 復興指針第3章－2 計画的復興へ向けた条件整備</b>		
(2) 復興計画の策定 ○No.153 地区防災計画の策定を支援するとともに、必要と認められる場合は、当該地区防災計画を事前に作成する復興計画や地域防災計画にあらかじめ盛り込んでおく。 ○No.154 住民等との合意形成を図るため、協議会等の場において、イメージトレーニング等の復興訓練をあらかじめ継続的に実施しておく。	8/24	33.3%
<b>3 復興指針第4章－1 すまいの再建</b>		該当なし
<b>4 復興指針第4章－2 暮らしの再建</b>		
(3) 公的サービス等の回復 ○No.337 平時から業務継続計画（BCP）の不断の見直しを行っておく。 ○No.340 業務継続計画（BCP）に基づくイメージトレーニング・訓練を平時から定期的に行っておく。 ○No.439 被災者には、特に配慮の必要な高齢者や障がいのある方が含まれるため、市町村災害ボランティアセンター、専門的な技能を有する士業等による相談窓口を可能な限り集約し、一度の来訪で目的を達成することができるよう、平時から総合的な相談体制を整備しておく。 ○No.440 災害時の市町村社会福祉協議会における災害ボランティアセンター等との連携や生活福祉資金等の貸付などを、地域防災計画や地域福祉計画に規定し、平時から実効性のある計画づくりに向けて取り組んでおく。 ○No.442 あらかじめ多様な支援主体を取りまとめる情報共有会議等を設置し、運営方法、活動内容等についての基準やルールを設定しておく。	19/24	79.2%
(4) 地域社会の維持・再生・育成 ○No.450 県、地域住民、町内会、自主防災組織、社会福祉協議会等と連携し、「支え合いマップ」を作成するなど、平時からの様々な取組を通じて、事前に地域の情報を可視化、共有化しておく。 ○No.453 地域コミュニティから提案される地区防災計画を基に、必要と認められる場合は、あらかじめ地域防災計画に盛り込んでおく。 ○No.507 過去の災害記憶（遺産）を活用した教育活動に平時から取り組んでおく。	11/24	45.8%
<b>5 復興指針第4章－3 安全・安心な地域づくり</b>		該当なし
<b>6 復興指針第4章－4 産業・経済の復興</b>		
(1) 情報収集・提供・相談 ○No.649 各市町村に所在する事業者等の事業継続計画（BCP）の策定や見直しを平時から支援しておく。	12/24	50.0%
(3) 農林漁業の再建 ○No.728 防災・減災対策関連エリア（津波浸水被害関連、中央構造線直下型地震関連、山地災害関連）における地籍調査を平時から推進しておく。	17/24	70.8%

## 市町村における事前復興の進捗状況

### II 事前復興の取組が進んでいるもの

事前復興の取組事項	着手市町村	着手率
<b>1 復興指針第3章－1 復興に関連する応急対策</b>		
(1) 被災状況等の把握		
○No.19 県、住民等の関係者と連携し、平時から地籍調査の推進に取り組んでおく。 【重点項目】	22/24	91.7%
○No.48 応急危険度判定コーディネーター、被災宅地危険度判定調整員の人材を事前に確保しておく。	21/24	87.5%
(2) 災害廃棄物等の処理		
○No.118 処理計画に基づき、廃棄物の収集・運搬、災害廃棄物の仮置場の確保・運営、中間処理施設（破碎・選別施設、焼却処理施設）の活用・新規設置、最終処分場等の可能用地の事前検討、広域的な連携・協力体制の構築を事前に実施しておく。	19/24	79.2%
○No.119 仮置場候補地の必要面積の選定・確保及びレイアウト・必要資機材等をあらかじめ検討しておく。	20/24	83.3%
<b>2 復興指針第3章－2 計画的復興へ向けた条件整備</b>		着手率75%以上なし
<b>3 復興指針第4章－1 すまいの再建</b>		着手率75%以上なし
<b>4 復興指針第4章－2 むらしの再建</b>		
(3) 公的サービス等の回復		
○No.337 平時から業務継続計画（BCP）の不断の見直しを行っておく。 【重点項目】	19/24	79.2%
○No.387 民生委員・児童委員、地区組織役員への安否確認対象者に関する情報提供の依頼とその把握体制をあらかじめ検討しておく。	19/24	79.2%
○No.388 地域防災計画や地域福祉計画を策定・見直しする場合には、地域の社会福祉協議会や社会福祉施設等の参画を得るなど、平時から地域住民と円滑な情報共有を行つておく。	20/24	83.3%
(4) 地域社会の維持・再生・育成		
○No.448 地域コミュニティの維持・再生・育成を図るため、町内会やまちづくり協議会などが開催するイベントや、郷土芸能、文化活動など、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を平時から支援しておく。	18/24	75.0%
○No.452 自主防災組織の活動や訓練等を平時から支援しておく。	24/24	100.0%
○No.466 消防団を育成、強化するため、県と連携し、平時から消防団の知名度向上やイメージアップを推進しておく。	22/24	91.7%
○No.467 県と連携し、新たな地域防災の担い手として学生や女性など、多様な人材の活用による消防団の充実強化をあらかじめ図つておく。	18/24	75.0%
○No.469 消防団協力事業所表示制度を事前に導入・推進しておく。	20/24	83.3%
○No.470 県と連携し、平時から自主防災組織の結成を促進するとともに、地域に対する支援を行つておく。	23/24	95.8%
○No.471 県と連携し、自主防災組織に対して、平時から防災知識の普及を行うとともに、防災訓練の指導等を行つておく。	23/24	95.8%
○No.473 地域コミュニティ活動や自主防災組織をリード・サポートする人材を平時から育成しておく。	22/24	91.7%
○No.491 被災状況の調査をはじめとする復旧・復興手続きの円滑化に繋げるため、地域内に所在する文化・社会教育施設や文化財等の現状について、事前に把握しておく。	18/24	75.0%
<b>5 復興指針第4章－3 安全・安心な地域づくり</b>		
(1) 公共土木施設等の災害復旧		
○No.533 土砂災害に係る業務の講習会や研修により、平時から職員のスキルアップを図つておく。	21/21	100.0%
<b>6 復興指針第4章－4 産業・経済の復興</b>		
(3) 農林漁業の再建		
○No.729 「ため池ハザードマップ」を地域住民に平時から周知徹底しておく。	19/19	100.0%